

耐震等関連事業について代理受領制度を利用できます！

耐震改修工事等に取り組みやすくするため、令和元年 10 月より代理受領制度を実施しています。

補助金の申請者が耐震改修工事等の契約を締結した請負者（事業者）に、補助金の受領を委任することで、事業者が直接補助金を受領することができる制度です。

申請者は、工事費用のうち補助金を差し引いた金額を用意すればいいため、当初に準備する費用が少なく済みます。



（例）工事費用が 250 万円、補助金が 100 万円の場合

- 代理受領制度の利用にあたって
申請者（委任者）と事業者（受任者）が代理受領制度を理解し、合意したうえで利用してください。
代理受領制度を利用される場合は、「代理受領に係る委任状」を提出してください。

- 問い合わせ先
東浦町建設部都市計画課 TEL 0562-83-3111（代表）